

マル得ニュース KOBAYASHI

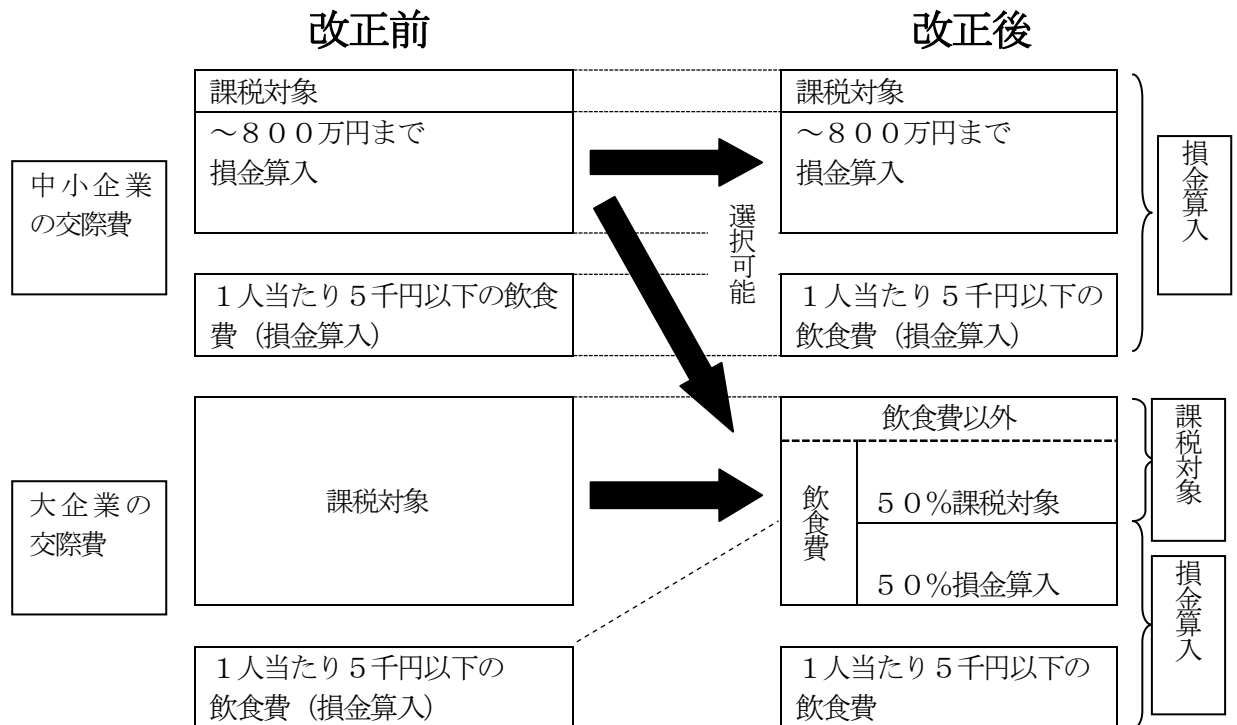
〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

交際費等のうち、飲食費50%の損金算入が可能に！

交際費等の損金不算入制度において、これまで全額損金不算入だった大企業（資本金1億円超）について、飲食のために支出する費用（以下「飲食費」）の50%までの損金算入が認められます。中小企業につきましては、現行制度との選択適用となります。

改正の内容

- ① 交際費等の額のうち、飲食費の50%を損金に算入できます。
※ 飲食費には、その法人の役員、従業員等に対する接待等のための費用（社内接待費）は含まれません。
- ② 中小企業につきましては、現行の損金算入特例と上記①のどちらかを選択適用できることとなります。現行の損金算入特例の適用期限は2年延長されます。



この50%損金算入は、①飲食等の年月日、②参加した得意先等の氏名等、③飲食費の額と飲食店の名称及び所在地、④その他飲食費である事を明らかにするために必要な事項、これらを帳簿書類に記載した接待飲食費が対象となります。5千円基準と異なるのは参加人数の記載が必要ない点のみとなります。50%損金算入・5千円基準のいずれも領収書や自社で独自に作成した飲食費の明細書等に必要事項を記載し保存しておけば良く、書類の様式は問われません。

※ 平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください（担当: 増淵）